

## 建築GX・DX推進事業補助金交付規程

建築GX・DX推進事業実施支援室

### 第1 通則

建築GX・DX推進事業実施支援室（以下「実施支援室」という。）が行う、建築GX・DX推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び第23に定める関係法令及び関連通知によるほか、この規程の定めるところによる。

### 第2 目的

この交付規程は、住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金交付要綱（令和4年4月1日付国住生第457号、一部改正令和4年12月2日付国住生第249号、一部改正令和5年3月31日付国住生第681号、一部改正令和6年4月1日付国住生第390号、一部改正令和6年12月19日付国住生第237号、一部改正令和7年3月31日国住生第345号、一部改正令和8年4月7日国住生第313号）（以下「要綱」という。）第22の規定に基づき、実施支援室が建築GX・DX推進事業に関する事務事業を行う者として補助金交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

### 第3 定義

#### 一 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

#### 二 元請事業者等

整備対象の建築物について設計又は施工を受注した事業者をいう。

#### 三 下請事業者等

プロジェクトにおいて元請事業者等と共に設計又は施工を担う事業者をいう。

#### 四 BIM

コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。

#### 五 CDE

元請事業者等及び下請事業者等が、設計・施工情報を共有し受け渡すための手続きや環境をいう。

#### 六 BIMコーディネーター

BIMソフトウェアの選定、CDEの選定及びBIMに関する講習の実施等のBIM活用環境の整備支援を行う者をいう。

#### 七 BIMマネジャー

元請事業者等及び下請事業者等が作成したBIMモデルの管理等BIMの運営を担う者をいう。

#### 八 BIMモデラー

BIMモデルの作成・編集を行う者をいう。

#### 九 BIM活用事業者登録制度

建築GX・DX推進事業によりBIMを活用する補助対象事業者をBIM活用事業者として登録する制度をいう。

#### 十 BIM活用推進計画

建築GX・DX推進事業によりBIMを活用する補助対象事業者が、BIMの活用推進に向けて策定する計画をいう。

#### 十一 ライフサイクルカーボン評価

建築物のライフサイクル全体で排出されるCO<sub>2</sub>の算定を行うことをいう。

#### 十二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

#### 十三 土砂災害に係る災害危険区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）をいう。

#### 十四 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をいう。

#### 十五 浸水想定区域

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項に規定する洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域をいう。

### 第4 交付対象

本補助金の交付対象事業は、次のイ又はロに掲げる事業であって、令和6年度から令和9年度までに着手する事業とする。

イ 元請事業者等及び下請事業者等の連携により、BIMを活用して建築物（既存建築物を含む。）の設計又は施工を行うプロジェクトで、次に掲げる要件を満たすもの。なお、建築BIMの活用とライフサイクルカーボン評価の実施を併せて行うプロジェクトにおいては、ロの要件も満たすものに限る

- (1) 元請事業者等が、本事業の実施に際して下請事業者等によるBIMの導入を支援すること
- (2) 本事業によりBIMを活用する全事業者が、BIM活用事業者登録制度においてBIM活用事業者として登録を受け、補助事業完了後3年間、BIMの活用状況等に関する報告をすること
- (3) 元請事業者等においては、本事業の活用により整備する建築物について、維持

管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うものであること

- (4) 本事業によりBIMを活用する事業者においては、補助事業の活用実績に応じて国土交通省が定める内容を盛り込んだBIM活用推進計画の策定を行っていること。ただし、活用初年度の下請け事業者等（この場合において、令和6年度までに建築BIM加速化事業（維持管理の効率化に資する建築BIMデータを有し、一定の要件を満たす建築物の設計及び建設工事を行う事業について、当該事業を行う者を国が支援する事業であって、令和4年度補正予算において創設されたものをいう。）を活用した事業者は、本事業において活用初年度を2年度目とみなす。）は除く。
  - (5) 新築する建築物が、以下に掲げる要件のすべてに該当する場合には、BIMの活用により業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定める利用方法を用いるものであること
    - ① 敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が1,000㎡以上であること
    - ② 延べ面積が1,000㎡以上であること
    - ③ 地階を除く階数が3以上であること
  - (6) 国土交通省等による調査に協力すること
  - (7) プロジェクトに係る建築物は、以下に掲げる要件を満たすこと
    - ① 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
    - ② 建築物エネルギー消費性能基準に適合すること
  - (8) 原則として以下に掲げる要件には適合しないこと。ただし、住宅の建築工事と併せて行う対策により建築行為の制限が解除される場合は、この限りでない。
    - ① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
    - ② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する「急傾斜地崩壊危険区域」に立地する住宅
    - ③ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する「地すべり防止区域」に立地する住宅
    - ④ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されている住宅
    - ⑤ 「市街化調整区域」に立地する住宅のうち、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する「土砂災害警戒区域」又は水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する「洪水浸水想定区域」若しくは水防法第14条の3第1項に規定する「高潮浸水想定区域」（浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に立地する住宅
    - ⑥ 「市街化調整区域以外の区域」かつ建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する「災害危険区域」に立地する住宅のうち、「土砂災害警戒区域」又は「洪水浸水想定区域」若しくは「高潮浸水想定区域」（浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に立地する住宅
- ロ 建築物のライフサイクルカーボン評価を実施するプロジェクトで、次に掲げる要件

を満たすもの

- (1) ライフサイクルカーボン評価結果を国土交通省等に報告すること（なお、報告を受けた内容は、毎年度公表する）
- (2) 国土交通省等による調査に協力すること
- (3) 原則としてイ(8)の要件を満たすこと

## 第5 補助金の額

補助金の額は、次のイ又はロに掲げる額とする。

イ 第4イに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、次に掲げる額とする。ただし、設計BIMモデル又は施工BIMモデルの構築に要する費用かつ建築物の延べ面積に応じ下表に定める額をプロジェクト（以下「PJ」という。）当たりの補助金の限度額とする。また、(1-3)①及び(2-3)①にあつては、元請事業者等のうち従業員が1,000人を超える事業者並びに元請事業者等及び下請事業者等のうち本事業を最初に活用した年度から起算して4年度目以降となる事業者（この場合において、令和6年度までに建築BIM加速化事業を活用した事業者は、本事業において活用初年度を2年度目とみなす。）を除く。

- (1) 第4イに掲げる事業のうち、設計に要する次の(1-1)から(1-3)に掲げる額の合計の2分の1以内の額

- (1-1) BIM導入費

オーサリングソフトウェア、ビューワーソフトウェアその他BIMモデルの作成、利用に要する費用

- (1-2) BIMコーディネーター等費

元請事業者等によるBIMコーディネーターもしくはBIMマネジャーの配置又は建築BIMに関する講習の実施に要する費用（委託費用を含む。）

- (1-3) BIMモデラー費用

- ① 導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラーの配置に係る費用

- ② BIMの高度な活用を図るためのBIMモデル作成に係るBIMモデラーの配置に係る費用

- ③ 維持管理BIMモデル作成に係るBIMモデラーの配置に係る費用

- (2) 第4ロイに掲げる事業のうち、施工に要する次の(2-1)から(2-3)に掲げる額の合計の2分の1以内の額

- (2-1) BIM導入費

オーサリングソフトウェア、ビューワーソフトウェアその他BIMモデルの作成、利用に要する費用

- (2-2) BIMコーディネーター等費

元請事業者等によるBIMコーディネーターもしくはBIMマネジャーの配置又は建築BIMに関する講習の実施に要する費用（委託費用を含む）

- (2-3) BIMモデラー費

- ① 導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラーの配置に係る費用

- ② BIMの高度な活用を図るためのBIMモデル作成に係るBIMモデラーの配置に

係る費用

- ③ 維持管理BIMモデル作成に係るBIMモデラーの配置に係る費用
- ④ 元請事業者等による、元請事業者等及び下請事業者等が作成した施工BIMモデルの統合・調整を行う等によりBIMマネジャーを補助するBIMモデラーの配置に要する費用（委託費用を含む）

| 延べ面積                                                  | 設計調査費        | 建設工事費        |
|-------------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 10,000 m <sup>2</sup> 未満                              | 25,000 千円/PJ | 40,000 千円/PJ |
| 10,000 m <sup>2</sup> 以上、<br>30,000 m <sup>2</sup> 未満 | 30,000 千円/PJ | 50,000 千円/PJ |
| 30,000 m <sup>2</sup> 以上                              | 35,000 千円/PJ | 55,000 千円/PJ |

ロ ライフサイクルカーボン評価に要する費用について定額補助とし、上限額は6,500千円/PJ（BIMモデルを作成した上でライフサイクルカーボン評価を実施する場合は5,000千円/PJ）とする。また、ライフサイクルカーボン評価とあわせて、算定に必要なCO<sub>2</sub>原単位も策定する場合は、4,000千円を加算した額を上限額とし、一事業者当たりCO<sub>2</sub>原単位等策定について加算可能な額は10,000千円までとする。

## 第6 代表事業者及び事業者の登録

- 1 本事業の交付申請は、第4イに掲げる事業又はイとロをあわせて行う事業にあつては、本補助事業の活用を希望する設計もしくは施工を行う事業者の代表事業者、第4ロに掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する発注者又は設計もしくは施工を行う事業者（以下、「代表事業者等」という。）が行うこととし、交付申請を行う場合、事業着手前に基礎的情報等を実施支援室へ提出し、「代表事業者等」として登録（以下「代表事業者等登録」という。）を受けなければならない。
- 2 実施支援室は、過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本規程第18（交付決定の取り消し）に相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者等（共同事業者であった者を含む）の本補助金への申請を原則として制限するものとし、代表事業者等登録にあたっては、申請の制限に係る事案の有無について申告を求めるものとする。
- 3 実施支援室は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者の本補助金への申請を制限するものとし、代表事業者等登録にあたっては、当該申請を制限される者に該当しないことについての申告を求めるものとする。

## 第7 電子情報処理組織による申請等

代表事業者等は必要な情報を取りまとめて、第6の規定に基づく代表事業者等登録、第10第1項の規定に基づく交付の申請、第12の規定に基づく申請の取下げ、第13第1項の規定に基づく計画変更の申請、第14の規程に基づく状況報告、第15の規程に基づく実績報告、第17第2項の規定に基づく支払請求については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

## 第8 電子情報処理組織による処分通知等

実施支援室は、第6の規定により行われた代表事業者等登録に係る第9の規定に基づく通知、第10の規定により行われた交付申請等に係る第11第1項の規定に基づく通知、第13第1項の規定に基づく承認、第14の規定に基づく要求、第16の規定に基づく通知、第18の規定に基づく取消及び返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

## 第9 代表事業者等の登録の通知

実施支援室は、第6の規定による代表事業者等登録があったとき、審査の上適当と認められるときは、その内容を代表事業者等の登録をした者に通知するものとする。

## 第10 補助金の交付の申請

- 1 代表事業者等は、補助金の交付を申請しようとする者の補助金交付申請に必要な情報等を取りまとめ、第24に規定する建築GX・DX推進事業補助金交付申請等マニュアル（以下、「マニュアル」という。）に従って実施支援室に提出しなければならない。
- 2 実施支援室は、本補助金の交付後に、第6第2項から第3項までの規定に基づく申告の内容に虚偽等が存することが判明した場合には、第18に定めるところにより、本補助金の返還を求めることができる。
- 3 第1項の申請に当たって、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して補助金交付申請書等を提出しなければならない。
- 4 元請事業者等及び下請事業者等は、本事業の交付申請には、関係会社等（「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。）からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- 5 元請事業者等及び下請事業者等は、本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。

## 第11 補助金の交付の決定

- 1 実施支援室は、第10の規定による補助金交付申請書の提出があり、審査の上適当と認められるときは、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときには、その条件を補助金の交付等の申請をした者（以下、「補助事業者」と

いう。)に通知するものとする。

2 前項に定めるもののほか、実施支援室は交付の決定を行うにあたり、次に掲げる条件を付して交付の決定を行うものとする。

一 補助事業の内容等の変更をしようとする場合、補助事業を中止又は廃止をしようとする場合は、あらかじめ実施支援室の承認を得ること。

二 補助事業が予定の期限までに完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、実施支援室にすみやかに報告して、指示を受けること。

三 補助事業者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間は承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと。

四 その他必要な事項

## 第12 申請の取下げ

第11第1項の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、マニュアルで定める期日までに申請の取り下げを行うことができる。

## 第13 計画変更の承認等

1 補助事業者は、交付決定通知を受けた補助事業について、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ、実施支援室の承認を得なければならない。

一 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を増額しようとする場合（ただし、補助事業の内容に変更がなく、交付決定を受けている経費以内で配分変更を行う場合は除く。）

二 補助事業を中止し、又は廃止する場合

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに実施支援室に報告してその指示を受けなければならない。

## 第14 状況の報告

実施支援室は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

## 第15 実績の報告等

補助事業者は、補助事業が完了したとき（第13第1項第二号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、マニュアルに定める実績報告受付期間内に、実績報告書及びその他必要な書類をマニュアルに従って実施支援室に提出しなければならない。

## 第16 補助金の額の確定

実施支援室は、第15の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の

決定内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### 第17 補助金の支払い

- 1 補助金は、第16の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払われるものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を実施支援室に提出しなければならない。

#### 第18 交付決定の取り消し

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、実施支援室は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
  - 一 補助事業者が補助金交付の条件に違反した場合
  - 二 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合
  - 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金交付の決定内容その他法令、又はこれに基づく大臣の処分違反した場合
- 2 補助事業者は前項による返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければならない。
- 3 実施支援室は、第1項の規定により補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であって、実施支援室が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合の延滞金を課すものとする。

#### 第19 不適切な行為に対する措置

補助事業者において、本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- 1 国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- 2 国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- 3 補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- 4 補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- 5 建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

#### 第20 補助金の経理及び取扱い

- 1 地方公共団体である補助事業者は、国の補助金について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければ

ならない。

- 2 補助事業者は、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号）に定められている備品、材料その他の物件を購入した場合は、台帳を作成し、当該物件の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。
- 3 補助事業者は、本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- 4 補助事業者は、人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省又は実施支援室の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- 5 補助事業者は、国土交通省又は実施支援室の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- 6 人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- 7 補助事業者は、本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

## 第21 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保存しておかなければならない。

## 第22 取得財産の処分

補助事業者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後 10 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつては耐用年数）以内に大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

## 第23 書類の様式及び提出方法

- 1 本規程に基づく補助事業に係る書類の様式は、マニュアルに定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち、補助事業者が申請又は報告等すべきものについては、マニュアルに定めるところに従い、実施支援室に提出するものとする。

## 第24 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）

- 二 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府令・建設省令第 9 号）
- 三 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会  
発第 74 号建設事務次官通達）
- 四 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付  
建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 五 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付  
建設省住総発 172 号住宅局長通達）
- 六 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設  
省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 七 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1  
日付国住総第 37 号住宅局長通知）
- 八 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 20 年 12 月  
22 日付国住総第 67 号住宅局長通知）
- 九 その他関連通知等に定めるもの

#### 第25 雑則

この規程に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、建築GX・DX推進  
事業補助金交付申請等マニュアルに定めるものとする。

#### 附 則

第 1 この規程は、令和 8 年 4 月 7 日から適用する。